

# 尾鷲市障がい者活躍推進計画

令和7年4月

【尾鷲市教育委員会】

## 尾鷲市障がい者活躍推進計画

機関名	尾鷲市教育委員会
任命権者	尾鷲市教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
尾鷲市における障がい者雇用に関する課題	尾鷲市においては、障がい者雇用について法定雇用率を達成すべく募集しております、令和6年度は6.85%で法定雇用率を達成している。計画期間の終期までの各年度における法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍のため、更なる体制整備や各種取組が必要となっている。
目標	
1. 採用に関する目標	計画期間内に法定雇用率を達成する障がい者の雇用を目指す。 (評価方法) 毎年度、採用者及び全職員に対し、障がい者であることの申告を呼びかける。ただし、評価方法の公表方法については、本人の意思を確認の上検討する。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせない。 (評価方法) 障がい者である職員の定着状況データを把握する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。</li> <li>・障害者職業生活相談員として教育総務課総務係長を選任し、障がい者である職員の相談窓口を設置し、庁舎内掲示等により周知する。</li> </ul>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者からの相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>①職場環境</p> <p>相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>②募集・採用</p> <p>募集・採用に当たっては、以下の取扱を行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・「自力で通勤できること」といった条件を設定する。</li> <li>・「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援施設からのみ受け入れを実施する。</li> </ul>

	<p>③働き方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</li></ul>
4．その他	国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。